

# 介護予防支援事業所運営規定

苫小牧市中央地域包括支援センター

## 第1条（目的）

医療法人王子総合病院が開設する苫小牧市中央地域包括支援センター（以下、「センター」という。）が行う介護予防支援の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な事業を提供することを目的とする。

## 第2条（運営方針）

- センターの保健師等は、利用者の心身の特性をふまえ、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じた適切な保健・医療サービス及び福祉サービス（以下、「居宅サービス等」という。）が利用者の選択に基づき、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。
- 事業の実施にあたっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、介護予防サービス事業者、他の居宅介護支援事業所及び介護保険施設、地域における様々な取り組みやサービスを行う者等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

## 第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 苫小牧市中央地域包括支援センター
- （2） 所 在 地 苫小牧市若草町3丁目4番8号

## 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1） センター長 1名（常勤・兼務）・・・センターを代表し、業務の総括の任にあたる。
- （2） 管理者 1名（常勤・兼務）・・・センターを代表し、業務の総括の任にあたる。
- （3） 保健師・看護師等 2名（常勤）
- （4） 社会福祉士 1名（常勤）
- （5） 主任介護支援専門員 1名（常勤・兼務） 1名（常勤）
- （6） 計画作成担当者 1名（非常勤）

## 第5条（開設日及び開設時間）

事業所の開設日及び開設時間は次のとおりとする。

- （1） 開 設 日 月曜日から金曜日までとする。但し、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。
- （2） 開 設 時 間 午前8時45分から午後5時15分

## 第6条（予防介護支援の提供方法及び内容）

介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- （1） 提供方法  
介護予防のための効果的な支援方法（厚生労働省令第37号29条第31条の規定）に従って実施。
- （2） サービス担当者会議  
介護予防サービス計画等に対し、専門的な見地から意見を求めるため、サービス担当者会議をセンター内、サービス事業所、又は自宅において適宜開催する。但し、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により、意見を求めるものとする。

### (3) 担当職員による在宅訪問

利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、在宅訪問による面接を行う。また、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう在宅訪問等の方法による支援を行う。

- 1) 提供開始月
- 2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
- 3) サービスの評価期間が終了する月
- 4) 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

### (4) モニタリングの結果記録は、少なくとも1月に1回

## 第7条 (利用料・その他の費用)

- (1) 介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、申請代行、介護予防サービス計画作成費については、利用者やその家族から一切の費用負担は行わない。
- (2) 通常の事業実施区域以外からの要請があったときは、介護予防支援を行う場合に要した交通費について、利用者の合意を得てから支払いを利用者から受けることができる。交通費は、苫小牧市外⇒当事業所より片道30km以内無料、31～40kmは500円、以降10kmごとに500円加算とする。

## 第8条 (通常の事業の実施区域)

- (1) 通常の事業の実施区域は、苫小牧市内全域とし、苫小牧市中央部南・北西部（苫小牧市生活圏域による）を中心に事業を行う。

## 第9条 (事故発生時の対応)

担当職員は、利用者に対する介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。また、その状況を管理者に報告しなければならない。

## 第10条 (高齢者虐待の防止)

センターは、利用者等の人権・尊厳を保持し権利を擁護するために、虐待の発生またはその再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講ずる。

- (1) 虐待の発生防止、対策を検討するための「虐待防止検討委員会」を設置し、定期的を開催するとともに、その結果を担当職員に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

## 第11条 (業務継続計画の策定等)

- 1 センターは、自然災害や感染症の発生などの不測の事態においても、介護予防支援の提供を継続的に実施するための非常時体制、早期に業務の再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 センターは、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的な開催する。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直し、必要に応じて変更を行うものとする。

## 第12条 (衛生管理等)

センターは、事業所において感染症が発生し蔓延しないよう、次のとおり必要な措置を講ずる。

- (1) センターにおける感染症の予防及び蔓延の防止、対策を検討するための委員会を設置し、期的に開催するとともに、その結果を担当職員に周知する。
- (2) 感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及び蔓延の防止のための定期的な研修を実施する。

### 第13条（その他、運営についての留意事項）

- (1) センターは、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (2) 担当職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (3) 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) センターは、担当職員が「王子グループ企業行動憲章」及び「王子グループ行動規範」の理解を深め、コンプライアンスの重要性を理解し、就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講ずる。
- (5) センターは、介護予防支援の一部を居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- (6) この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は苫小牧市、医療法人王子総合病院及びセンターの管理者の協議に基づいて定めるものとする。

### 附 則

この運営規定は、平成18年 4月 1日から施行する。

平成19年 6月 1日一部を改正	平成31年 4月21日一部を改定
平成21年10月 1日一部を改正	令和 元年 6月21日一部を改定
平成23年 4月 1日一部を改正	令和 元年12月21日一部を改定
平成24年 3月21日一部を改正	令和 2年 3月21日一部を改定
平成24年 4月 1日一部を改正	令和 2年 4月 1日一部を改定
平成24年 4月21日一部を改正	令和 2年 8月21日一部を改定
平成24年 7月21日一部を改正	令和 3年 4月21日一部を改定
平成24年 8月21日一部を改正	令和 5年 7月21日一部を改定
平成25年 9月 1日一部を改正	令和 5年 9月21日一部を改定
平成26年 2月21日一部を改正	令和 6年 1月21日一部を改訂
平成26年 9月21日一部を改正	令和 6年 5月21日一部を改訂
平成27年 3月21日一部を改正	令和 6年 8月21日一部を改訂
平成27年 4月 1日一部を改正	令和 6年12月21日一部を改訂
平成27年 4月21日一部を改正	令和 7年 3月 4日一部を改訂
平成27年10月21日一部を改正	
平成29年 1月21日一部を改正	
平成29年12月21日一部を改正	
平成30年 1月21日一部を改正	
平成30年 2月21日一部を改正	
平成30年 3月21日一部を改正	
平成30年 7月21日一部を改正	
平成31年 3月21日一部を改定	